

はじめに

21世紀に入ってから世界で起きている課題は枚挙に暇がない。2000年には、2015年を目標とした「ミレニアム開発目標（MDGs: Millennium Development Goals）」、2015年には、2030年を目標とした「持続可能な開発目標（SDGs: Sustainable Development Goals）」が策定されているが、これらは、現代の国際社会において我々が抱えている問題を反映しており、さらに現在ではポスト SDGs も視野に入りつつある。

この間に国際法に関連するものとしては、日本では2011年3月11日の東日本大震災を契機に注目された自然災害や原子力事故に関する諸条約、領土問題、TPPへの参加、国際司法裁判所での捕鯨事件判決、2014年7月1日の国家安全保障会議と閣議の決定「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」などが挙げられる。また、「国家安全保障戦略」（2013年決定）は、2022年に新たな方針が決定され、日本を取り巻く国際情勢の変化を示している。国際的には中国の海洋進出、ロシアのクリミア半島を巡る動きがあり、国連では2014年から2024年までを「すべての人のための持続可能なエネルギーの国連の10年」としている。いうまでもなく国際法の観点から、最も衝撃的な事件は2022年2月24日のロシアによるウクライナ侵攻であるが、現在でもなお継続中で、その影響は多方面にわたっている。

国際化の指標でもある人、物、情報、エネルギー等の国境を越える移動もまた、その量を増加させ、質を変化させてきた。例えば、2008年に約840万人であった日本への外国人訪問者は、震災の影響により一時減少したものの、2013年に初めて1000万人を超え、2018年には3000万人を超えた。この状況を一変させたのは新型コロナウイルス感染症（COVID-19）であった。2020年以降、各国の間での人的交流は激減し、対策のために「鎖国」状態にまで達したともいえるが、コロナ禍が収束し、ウイルスへの対応が日常化する中で急激に日本への訪問者数は回復しつつある。

隣国との関係では、交流を促進していくべきところで双方の思惑の違いにより、これまでの努力の成果が簡単に水泡に帰すことを目の当たりにしている。領土問題（一方はそれが存在していないと主張する場合を含めて）への国際法からのアプローチひとつを取り上げてみても大きな変化が生じている時代である。しかしながら、国際的な紛争解決手続がいかに発展しても最終的には紛争当事者が解決に向けて努力をしない限りはその糸口をつかむことさえできないのが現実である。

このような状況で国際法はどのように理解されているのだろうか。この10年ほどの間にも、新たに生じた事態に対応する国際法の必要性は高くなってきているものの、その全体像を理解することはますます難しくなっているように思われる。インターネットの普及に伴い、また、スマートフォン等のモバイル端末機器の進化により、多くの情報に簡単に接することが可能となった。以前に較べて使いやすさは進歩してきており、分散している情報を瞬時に収集することができる時代に我々は生かされている。このことは同時にサイバー空間で新たな問題を生み出すことにも繋がっている。

本書は、『よくわかる国際法』（ミネルヴァ書房、第2版、2014年）の構成を改め、最近生じた様々な問題を考慮に入れ、新規の企画として準備された。新たな項目を追加し、担当者、担当項目の入れ替えも行ったが、はじめて国際法に触れる人のために、どのような知識が必要であり、さらに勉強を進めていく上で何らかの指針を与えることができないか、という初期からの趣旨に変更はない。様々な問題を考慮に入れながら、国際法の対象とする分野が広いことから、総論と各論という2部構成を採用することにより、取り上げることのできなかつた新しい問題への対応を可能にできると考えている。読者諸氏が本書により基本的な事項を理解した上で、次の段階へと進まれることを期待している。

動揺する国際社会において、各国の行動および指導者の見解が、国際法の観点からどのように考えられるのかを、一人ひとりの個人が判断する力を有することが不可欠である。フェイクニュースや情報操作で無意識のうちに我々の自由や民主主義が脅かされないようにするための基本的な知識は、デジタル社会において、より一層重要になってきていると感じている。

今回の執筆にあたっては、法律文化社の梶谷修氏からは適切な指摘をいただき、作業を進めることができた。心から感謝申し上げる次第である。

最後に、執筆者の多くが教えを受けた慶應義塾大学の栗林忠男名誉教授が2019年1月にご逝去され、遼子夫人も翌々年8月に亡くなられた。執筆者一同、これまでの学恩に感謝すると共に、ご冥福を心からお祈りする次第である。

2023年9月

執筆者を代表して 大森正仁